

一般廃棄物処理施設の維持管理に関する情報の公表について
(令和7年度 クリーンパークファイブ)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5の2に基づき、一般廃棄物の焼却施設であるクリーンパークファイブの維持管理に関する情報を公表いたします。

1. 処分した一般廃棄物(種類:可燃ごみ)の量 ■規則 第4条の5の2第1項第1号 イ 関係

区分		月 単位	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年度計
焼却量	1号炉	t	505.100	721.213	364.946	454.810									2,046.07
	2号炉	t	-	-	-	-									0.00
合計焼却量		t	505.100	721.213	364.946	454.810									2,046.07

2. 燃焼室中の燃焼ガス温度、集じん器に流入する燃焼ガス温度、排ガス中の一酸化炭素(CO)濃度(すべての日平均値の月平均値) ■規則 第4条の5第1項第2号 ト、リ、ヲ 関係

項目		月 単位	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	年 度 平均値
燃焼室中の燃焼 ガス温度※1	1号炉	℃	1,121	1,165	1,167	1,155									1,152
	2号炉	℃													#DIV/0!
集じん器に流入する 燃焼ガス温度※2	1号炉	℃	193	195	195	188									193
	2号炉	℃													#DIV/0!
排ガス中のCO濃度 ※3	1号炉	ppm	10	8	10	10									10
	2号炉	ppm													#DIV/0!
備 考			連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	連続測定	

※1 別紙フロー図上の①にて測定

※2 別紙フロー図上の②にて測定

※3 別紙フロー図上の③にて測定

3. 冷却設備、排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去を行った日 ■規則 第4条の5第1項第2号 ヌ 関係

項 目	1 号 炉 年 月 日	2 号 炉 年 月 日
冷 却 設 備	令和7年6月27日	
排ガス処理設備	令和7年6月26日	

4. ばい煙量又はばい煙濃度測定結果 ■規則 第4条の5第1項第2号 カ 関係

区 分	法規制値	単位	1 号 炉		2 号 炉	
			1回目	2回目	1回目	2回目
排ガスを採取した年月日			令和7年5月14日		基幹改良工事のため測定不可	
結果が得られた年月日			令和7年6月20日		基幹改良工事のため測定不可	
ばいじん濃度※4	0.15	g/m ³ N	0.01未満		基幹改良工事のため測定不可	
塩化水素濃度※4	700	mg/m ³ N	43		基幹改良工事のため測定不可	
窒素酸化物濃度※4	250	volppm	42		基幹改良工事のため測定不可	
硫黄酸化物濃度※4	k値17.5で測定 される排出基準	m ³ N/h	1未満		基幹改良工事のため測定不可	
全水銀濃度※4	50	μg/m ³	—		基幹改良工事のため測定不可	

※4 別紙フロー図上の④にて測定

5. 排ガス中のダイオキシン類濃度測定結果 ■規則 第4条の5第1項第2号 カ 関係

区 分	法規制値	単 位	1号炉	2号炉
排ガスを採取した年月日			令和7年5月14日	基幹改良工事のため測定不可
結果が得られた年月日			令和7年6月20日	基幹改良工事のため測定不可
排ガス中のダイオキシン 類濃度※4	5.0	ng-TEQ/m ³ N	0.0046	基幹改良工事のため測定不可

※4 別紙フロー図上の④にて測定

【検査項目等の説明】

- ばいじん濃度 :物の焼却とともに発生する。このうち、すす、完全に燃焼した灰分、燃焼ならびに熱分解による固形粒子をいう。
- 塩化水素濃度 :塩化ビニール樹脂等の燃焼の際に発生し、刺激臭を有する無色の気体である。自然界では火山活動等で発生する。
- 窒素酸化物濃度 :石油、ガス等の燃料の燃焼に伴って発生し、その発生源は工場、自動車、家庭の厨房施設等多種多様である。
- 硫黄酸化物濃度 :石油や石炭を燃やすとそれらに含まれている硫黄分が酸素と結合して発生する。天然には、火山温泉等に存在する。
- ダイオキシン類 :塩素、酸素、炭素、水素の存在下で、ものが燃焼するときに発生する有機化合物である。ごみ焼却、タバコの煙、自動車の排気ガス、野焼きのほか様々な発生源から副生成物として発生する。また、ダイオキシン類は、自然界でも発生することがあり、例えば、森林火災、火山活動等でも生じるといわれている。

クリーンパークファイブ 焼却フロー図

